

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により令和5監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「ソーシャルメディアの利用状況について」、令和6年6月25日公告）について、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年3月25日

奈良県監査委員 内 野 正 博

同 芝 池 多津子

同 浦 西 敦 史

同 永 田 恒

令和5 監査年度 行政監査 措置状況一覧

部局及び所属名	監査結果	措置の内容
知事公室		
広報広聴課	<p>県ガイドラインの適用範囲の明確化について 広報広聴課において、業務受託者の場合にも県ガイドラインの適用があることを明確にされたい。</p> <p>所属長の了承等による適切な情報発信について 広報広聴課において、県職員が運用する場合の情報発信に係る所属長の事前承認を個々に得ることが困難な場合の取扱いを県ガイドラインに具体的に記載するよう努められたい。</p> <p>パスワードの適切な管理について 広報広聴課において、パスワードについて適時に更新するなど適切に管理されることが必要であり、県ガイドラインにも注意喚起の意味でその旨を記載することを検討されたい。</p> <p>指定管理者及び団体における適正な運用について 広報広聴課において、指定管理者及び団体が運用する場合についても県ガイドラインに沿った基本的な考え方や留意点を明らかにすることを検討されたい。</p> <p>アカウントの放置防止について 広報広聴課において、各所属におけるPDCAやモニタリングの実施を推進するとともに、他自治体のガイドラインにモニタリングの実施に関して記載している例があることも踏まえ、県ガイドラインに記載することを検討されたい。</p> <p>効果検証の実施について 広報広聴課においては、効果検証の実施について県ガイドラインに記載することを検討されたい。</p> <p>職員の知識や技能の向上について 広報広聴課において、より一層研修及び各種支援の充実・拡充を図られたい。</p>	<p>令和6年10月16日付けで奈良県ソーシャルメディア利用ガイドラインを改正し、業務受託者の場合にも県ガイドラインの適用があることを明確にした。(ガイドライン3. 適用範囲 (1) ②) 【広報広聴課】</p> <p>令和6年10月16日付けで奈良県ソーシャルメディア利用ガイドラインを改正し、県職員が運用する場合の情報発信に係る所属長の事前承認を個々に得ることが困難な場合の取扱いを明らかにした。(ガイドライン5. 奈良県行政の情報を発信する場合の留意点 (4)) 【広報広聴課】</p> <p>令和6年10月16日付けで奈良県ソーシャルメディア利用ガイドラインを改正し、適切なパスワードの管理について注意喚起を促した。(ガイドライン4. ソーシャルメディアの利用に当たっての基本原則 (7)) 【広報広聴課】</p> <p>令和6年10月16日付けで奈良県ソーシャルメディア利用ガイドラインを改正し、指定管理者及び団体が運用する場合についても県ガイドラインに沿った基本的な考え方や留意点を明らかにした。(ガイドライン3. 適用範囲 (2) (3)) 【広報広聴課】</p> <p>令和6年10月16日付けで奈良県ソーシャルメディア利用ガイドラインを改正し、各所属におけるPDCAやモニタリングの実施を推進した。(ガイドライン7. PDCA) 【広報広聴課】</p> <p>令和6年10月16日付けで奈良県ソーシャルメディア利用ガイドラインを改正し、効果検証の実施方針を示した。(ガイドライン7. PDCA) 【広報広聴課】</p> <p>職員の研修内容に、戦略的広報の重要性やPDCAの実践方法・リスクマネジメントを加え、充実を図った。 【広報広聴課】</p>
うだ・アニマルパーク振興室	<p>情報発信する端末の適切な使用について 所属長の許可を得ていない私有端末を使用していたアカウントのうち、県職員が運用する6アカウント(3所属)に係る所属においては、情報セキュリティ対策のため、やむを得ず業務上の必要から私用端末を使用する場合には、奈良県情報セキュリティ対策基準や別に定めるその具体的な実施手順にしたがって所定の手続きをとられたい。</p>	<p>情報発信に必要なソフトウェアを公用端末に追加し、今後私用端末を使用した情報発信を行わないよう職員に周知徹底を図った。 【うだ・アニマルパーク振興室】</p>
医療政策局		
疾病対策課	<p>利用方針の作成について 県ガイドラインが、公式アカウントを使用することや、その使用にあたり利用方針を作成し庁内外に告知することとしているのは、成りすましなどを防止したり、県民に対して、県の認証アカウントであることを明示したりする必要があるためである。 したがって、県職員が運用するアカウントのうち、利用方針が作成されていないアカウントを運用する4所属(5アカウント)においては、速やかに利用方針を作成されたい。</p>	<p>当該アカウントについては廃止した。 【疾病対策課】</p>

部局及び所属名	監査結果	措置の内容
	利用報告書等の提出について 県職員が運用するアカウントのうち、利用報告書等が広報広聴課に提出されていないアカウントを運用する7所属（9アカウント）においては、速やかに提出されたい。	当該アカウントについては廃止した。 【疾病対策課】
産業・観光・雇用振興部		
雇用政策課	利用方針の作成について 県ガイドラインが、公式アカウントを使用することや、その使用にあたり利用方針を作成し庁内外に告知することとしているのは、成りすましなどを防止したり、県民に対して、県の認証アカウントであることを明示したりする必要があるためである。 したがって、県職員が運用するアカウントのうち、利用方針が作成されていないアカウントを運用する4所属（5アカウント）においては、速やかに利用方針を作成されたい。	ソーシャルメディア利用方針を作成済。 【雇用政策課】
	利用報告書等の提出について 県職員が運用するアカウントのうち、利用報告書等が広報広聴課に提出されていないアカウントを運用する7所属（9アカウント）においては、速やかに提出されたい。	当該アカウントについては廃止した。 【雇用政策課】
食と農の振興部		
なら食と農の魅力創造国際大学校	利用報告書等の提出について 県職員が運用するアカウントのうち、利用報告書等が広報広聴課に提出されていないアカウントを運用する7所属（9アカウント）においては、速やかに提出されたい。	令和5年9月27日付けで広報広聴課へ当該アカウントの利用報告書を提出した。 【なら食と農の魅力創造国際大学校】
	情報発信する端末の適切な使用について 所属長の許可を得ていない私有端末を使用していたアカウントのうち、県職員が運用する6アカウント（3所属）に係る所属においては、情報セキュリティ対策のため、やむを得ず業務上の必要から私用端末を使用する場合には、奈良県情報セキュリティ対策基準や別に定めるその具体的な実施手順にしたがって所定の手続きをとられた。	奈良県情報セキュリティ実施手順の私物パソコンの使用制限に準じて、やむを得ず業務上の必要から私用端末を使用する場合には、私物パソコン等利用承認願により情報セキュリティ責任者である所属長の承認を得る手続きを行った。 【なら食と農の魅力創造国際大学校】
農業水産振興課	所属長の了承等による適切な情報発信について 県ガイドラインでは、情報発信する場合は、所属長の了承を必要としており、例外とする場合については記載していないところ、これには、不適切な内容の情報を用意に発信してしまうという危険の軽減を図るという意味合いがあるものと考えられる。一方で、ソーシャルメディアは、その特性の一つとして即時性を有する。リアルタイムに情報を発信することが妥当なときがあり、そのような場合にまで所属長の了承を個々に必要とすることについては検討の余地があると考えられる。したがって、これら両方の考え方を考慮すると、担当者一人だけの判断で情報発信を行う場合は、複数人で確認する場合と比べて不注意による不適切な情報発信等の危険が大きいと考えられる。そこで、県職員が運用するもので、少なくとも、何らの取決めもなく担当者一人の判断で情報発信を行っていた4アカウント（2所属）については、所属長の事前承認が困難な場合の取扱いをあらかじめ定めておくなどの措置を講じられたい。	「奈良県ソーシャルメディア利用ガイドライン」や「奈良県公式アカウント等取り扱い要領」の規定に基づき実施する。休日の情報発信については、事前に所属内で方法を検討し、適切に情報発信を行う。 【農業水産振興課】
	情報発信する端末の適切な使用について 所属長の許可を得ていない私有端末を使用していたアカウントのうち、県職員が運用する6アカウント（3所属）に係る所属においては、情報セキュリティ対策のため、やむを得ず業務上の必要から私用端末を使用する場合には、奈良県情報セキュリティ対策基準や別に定めるその具体的な実施手順にしたがって所定の手続きをとられた。	「奈良県ソーシャルメディア利用ガイドライン」や「奈良県公式アカウント等取り扱い要領」の規定に基づき実施する。情報発信を行う際は、公用端末を利用する。 【農業水産振興課】

部局及び所属名	監査結果	措置の内容
教育委員会		
人権・地域教育課	利用報告書等の提出について 県職員が運用するアカウントのうち、利用報告書等が広報広聴課に提出されていないアカウントを運用する7所属（9アカウント）においては、速やかに提出されたい。	当該アカウントについては廃止した。 【人権・地域教育課】
大和広陵高校	利用方針の作成について 県ガイドラインが、公式アカウントを使用することや、その使用にあたり利用方針を作成し庁内外に告知することとしているのは、成りすましなどを防止したり、県民に対して、県の認証アカウントであることを明示したりする必要があるためである。 したがって、県職員が運用するアカウントのうち、利用方針が作成されていないアカウントを運用する4所属（5アカウント）においては、速やかに利用方針を作成されたい。	ソーシャルメディア利用方針を作成済。 【大和広陵高等学校】
	利用報告書等の提出について 県職員が運用するアカウントのうち、利用報告書等が広報広聴課に提出されていないアカウントを運用する7所属（9アカウント）においては、速やかに提出されたい。	奈良県教育情報セキュリティ実施手順9（3）により、教育研究所に利用届を提出している。また、県立学校はソーシャルメディアサービスを利用する場合、教育研究所に利用届を提出する必要があるが、広報広聴課に利用報告書を提出する必要はないことを広報広聴課と協議済み。 【大和広陵高校】
	所属長の下承等による適切な情報発信について 県ガイドラインでは、情報発信する場合は、所属長の下承を必要としており、例外とする場合については記載していないところ、これには、不適切な内容の情報を用意に発信してしまうという危険の軽減を図るという意味合いがあるものと考えられる。一方で、ソーシャルメディアは、その特性の一つとして即時性を有する。リアルタイムに情報を発信することが妥当なときがあり、そのような場合にまで所属長の下承を個々に必要とすることについては検討の余地があると考えられる。したがって、これら両方の考え方を考慮すると、担当者一人だけの判断で情報発信を行う場合は、複数人で確認する場合と比べて不注意による不適切な情報発信等の危険が大きいと考えられる。そこで、県職員が運用するもので、少なくとも、何らの取決めもなく担当者一人の判断で情報発信を行っていた4アカウント（2所属）については、所属長の事前承認が困難な場合の取扱いをあらかじめ定めておくなどの措置を講じられたい。	所属長の下承を得てから発信を行う。 【大和広陵高校】
香芝高等学校	利用方針の作成について 県ガイドラインが、公式アカウントを使用することや、その使用にあたり利用方針を作成し庁内外に告知することとしているのは、成りすましなどを防止したり、県民に対して、県の認証アカウントであることを明示したりする必要があるためである。 したがって、県職員が運用するアカウントのうち、利用方針が作成されていないアカウントを運用する4所属（5アカウント）においては、速やかに利用方針を作成されたい。	ソーシャルメディア利用方針を作成済。 【香芝高等学校】
	利用報告書等の提出について 県職員が運用するアカウントのうち、利用報告書等が広報広聴課に提出されていないアカウントを運用する7所属（9アカウント）においては、速やかに提出されたい。	奈良県教育情報セキュリティ実施手順9（3）により、教育研究所に利用届を提出している。また、県立学校はソーシャルメディアサービスを利用する場合、教育研究所に利用届を提出する必要があるが、広報広聴課に利用報告書を提出する必要はないことを広報広聴課と協議済み。 【香芝高等学校】
十津川高等学校	利用報告書等の提出について 県職員が運用するアカウントのうち、利用報告書等が広報広聴課に提出されていないアカウントを運用する7所属（9アカウント）においては、速やかに提出されたい。	奈良県教育情報セキュリティ実施手順9（3）により、教育研究所に利用届を提出している。また、県立学校はソーシャルメディアサービスを利用する場合、教育研究所に利用届を提出する必要があるが、広報広聴課に利用報告書を提出する必要はないことを広報広聴課と協議済み。 【十津川高等学校】